

経済福祉常任委員会資料

○調査事件5 その他所管に関する事項について

(国の平成20年度補正予算(第2号)に関連
する事業等について) P1

総務 G・企画 G・財務 G・農林 G・水産 G

商工 G・福祉 G・建設 G・学校 G・生涯 G

1. 国の平成20年度補正予算（第2号）について

国の平成20年度補正予算（第2号）は、急激な内外の金融・経済情勢の変化に対応し、国民生活と日本経済を守るためにとりまとめられた「生活対策」（平成20年10月30日決定）を実施するための措置とその後の雇用状況の悪化を受けた追加の雇用対策となっています。

○生活対策関連経費

- 1. 家計緊急支援対策費 20,395 億円**
◎「定額給付金の実施」…………… P 2
- 2. 生活安心確保等対策費 5,177 億円**
消費者政策の強化（268 億円）
◎介護従事者の処遇改善と人材確保（1,491 億円）…………… P 7
◎出産・子育て支援の拡充（2,451 億円）…………… P 7
障害者支援の拡充（824 億円）
医療対策等（118 億円） 等
- 3. 中小・小規模企業支援等対策費 5,048 億円**
セーフティネット貸付・緊急保証枠の拡大等（1,595 億円）
◎ふるさと雇用再生特別交付金の創設（2,500 億円） 等…………… P 8
- 4. 成長力強化対策費 321 億円**
世界最先端の研究開発（150 億円）
イノベーションの促進（85 億円） 等
- 5. 地域活性化対策費 7,546 億円**
高速道路料金の大幅引下げ（5,000 億円）
安心・安全な交通空間の確保と交通ネットワークの整備（794 億円）
◎強い農林水産業の創出（1,383 億円） 等…………… P 7
- 6. 住宅投資・防災強化対策費 2,393 億円**
住宅投資の促進等（145 億円）
学校等耐震化（786 億円）
集中豪雨・耐震対策等防災対策（1,236 億円） 等
- 7. 地方公共団体支援対策 6,000 億円**
◎「地域活性化・生活対策臨時交付金」の交付…………… P 2
- 8. （追加措置）雇用対策費 1,600 億円**
◎緊急雇用創出事業の創設（1,500 億円） 等…………… P 8

（注）◎について取組みを検討

2. 町の取組み状況等について

(1) 定額給付金給付事業

〔目的〕景気後退下での住民の不安に対処するため、定額給付金を給付することにより住民への生活支援を目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものとする。

〔概要・町の対応〕

- ①実施主体：市町村
- ②補助率：国が全額補助（事務費を含む）
- ③給付基準日：H21. 2. 1
- ④給付対象者：住民基本台帳登録者及び外国人登録票登録者
- ⑤所得基準：設けない
- ⑥給付額：1人につき1万2千円。ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者は、1人につき2万円
- ⑦給付見込額：H21. 1. 20 現在（外国人登録含む）での見込み
総人口 5,468 人、給付金額 86,200 千円
- ⑧事務費：3,482 千円と想定
（職員手当、賃金、需用費、役務費、委託料）
- ⑨町の対応：臨時議会に関連予算を提案する

(2) 地域活性化・生活対策臨時交付金

〔目的〕「地方再生戦略」（平成19年11月30日 地域活性化統合本部会了承、平成20年12月19日改定）又は「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に対する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に対応し、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため。

〔概要・町の対応〕

- ①交付対象者：都道府県及び市町村
- ②交付対象事業
地域活性化等に資する事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業とする。ただし、国の補助事業等にあつては平成20年度一般会計補正予算（第2号）又は特別会計補正予算（特第2号）に計上される事業、地方単独事業にあつては平成20年10月31日以降に実施される事業に限る。
- ③実施期間：地方単独事業は、H20. 10月からH21. 3月までの期間。
- ④交付金交付限度額見込み：137,942 千円
- ⑤基金
 - ア) 基金の積立金は原則として、交付限度額の3割以内
 - イ) 原則として、平成21年度中に全額取り崩す
 - ウ) 地域活性化等に資する事業の実施に要する経費に充当
 - エ) 財政調整基金、減債基金等への積立は不可
- ⑥実施計画書の提出期間：補正予算成立後約1週間と想定

⑦地域活性化・生活対策実施計画の事前相談

内閣府では、実施計画の審査を円滑に行うため、補正予算成立までの期間、実施計画の事前相談を1月19日の期限として対応することとしました。このため町では、1月16日の臨時管理職会議及び三役協議において、次のとおり実施計画を取りまとめたものです。

[単位；千円]

NO	事業名	事業の目的	事業費	事業内容等
1	福祉センター改修事業	公共施設の防災対策を推進するため	18,200	①屋内給排水管等改修 17,400 千円（設計委託 1,940、工事費 15,460） ②防災カーペット改修 800 千円 ・経過年数：34 年（S50 建築） ・改修履歴：外壁防水塗装（H14～H15）、屋外排水管改修（H13） 他
2	総合体育館改修事業	公共施設の長寿命化を推進するため	10,600	①南側陸屋根防水工事（800 m ² ） 8,000 千円 ②便器洋式化（4 箇所） 2,600 千円 ・経過年数：33 年（S51 建築） ・改修履歴：北側屋根防水（H16）、大屋根塗装（H18） 他
3	森林公園整備事業	美しい森林の保全と住民の憩いの場を確保するため	2,000	①道路補修 L=22m、防護柵補修 L=120m、階段工整備、給水施設改修 ・経過年数：27 年（S57 整備） ・改修履歴：無
4	普通河川改修事業	普通河川の防災対策を推進するため	4,970	①寺の沢川清掃（L=300m、旧小笠原豆腐店から福島漁港までの間） ・清掃履歴：H15 に 130m の清掃を実施
5	町道排水溝整備事業	町道の防災対策を推進するため	29,900	①館古団地 3 号線 L=120m（函渠型側溝 L=240m） 13,600 千円 ・経過年数：38 年（S41 整備） ・改修履歴：無 ②宮歌 2 号線 L=150m（函渠型側溝 L=300m） 16,300 千円 ・経過年数：35 年（S42 整備） ・改修履歴：無

NO	事業名	事業の目的	事業費	事業内容等
6	町道舗装整備事業	町道の防災対策を推進するため	6,330	①豊浜2号線 (L=100m、W=4.0m) 1,030千円 ・経過年数 28年 (S56 整備) ・改修履歴：無 ②福島小学校線 (L=290m、W=6.0m) 5,300千円 ・経過年数：28年 (S56 整備) ・改修履歴：無
7	町営住宅改修事業	住宅の防災対策等を推進するため	20,350	①火災警報器設置 (未設置 221戸、271個) 3,000千円 ・全戸数 272戸うち設置済み 16戸、空き家 35戸 消防法により既存住宅は H23.5.31 までに設置必要 ②三岳団地結露対策工事 (5戸、システム換気方式) 3,300千円 ・内 訳：対象はH元からH6 までに建設された 6棟 50戸のうち 15戸で 今回は H2(1戸)、H4(3戸)、H6(1戸)の 5戸 ・改修履歴：10戸改修済み ③三岳団地浄化槽改修 (ブローアポンプ改修外) 2,500千円 ・経過年数：18年 (H3 整備) ・改修履歴：無 ④丸山団地街灯改修 (赤レンガ 3棟) 750千円 ・経過年数：24年 (S60 整備) ・改修履歴：無 ⑤美山団地窓の断熱建具化 (3棟 12戸) 5,400千円 ・経過年数：23年 (S61 建築) ・改修履歴：無 ⑥丸山団地窓の断熱建具化 (3棟 12戸) 5,400千円 ・経過年数：24年 (S60 建築) ・改修履歴：無

NO	事業名	事業の目的	事業費	事業内容等
8	吉岡温泉改修事業	公共施設の長寿命化を推進するため	8,000	①深井戸水中モータポンプ入替工事 4,700 千円 ・経過年数：3 年（H18 整備） ・改修履歴：3 年毎に入替実施 ②温水ボイラー取替工事(真空式ボイラー1 基) 3,300 千円 ・経過年数：15 年（H6 整備） ・改修履歴：H18 に 2 台のうち 1 台を取替
9	防災体制整備促進事業	全町的な防災対策を推進するため	12,600	①防災行政無線改修（操作卓液晶タッチパネル交換外） 3,000 千円 ・経過年数：12 年（H9 整備） ・改修履歴：無 ②町有建物解体工事（旧ローザ工芸社） 9,600 千円 ・経過年数：35 年（S49 建築） ・改修履歴：H3 改築
10	船揚場整備事業	水産基盤の整備を促進するため	14,970	①吉野人見坂船揚場改修（L=31m、先端止壁 W=0.5m） 6,360 千円 ・経過年数：39 年（S45）・利用隻数：12 隻（7 人） ・改修履歴：H19、H20（継続事業） ②館崎阿部宅裏船揚場改修（L=40m、先端止壁 W=0.5m） 4,050 千円 ・経過年数：37 年（S47）・利用隻数：12 隻（6 人） ・改修履歴：無 ③日向富士宅裏船揚場改修（L=19m） 2,280 千円 ・経過年数：39 年（S45）・利用隻数：8 隻（6 人） ・改修履歴：無 ④日向会館横船揚場改修（L=19m） 2,280 千円 ・経過年数：39 年（S45）・利用隻数：8 隻（7 人） ・改修履歴：無

NO	事業名	事業の目的	事業費	事業内容等
11	福島中学校暖房設備更新事業	公共施設の長寿命化を推進するため	18,290	①福島中学校暖房設備更新事業（FFストーブ44台設置外）18,290千円 （設計委託1,250、工事費17,040千円） ・経過年数：23年（S61整備） 現行暖房は温水ボイラー方式 ・改修履歴：無
12	浄化槽整備事業	生活排水対策を促進するため	5,000	①意向調査（2,400世帯）1,900千円 ②生活排水処理基本計画策定3,100千円 ・類似計画：福島町公共下水道基本計画書（H11）
	合計		151,210	

（注）囲みNOは総合開発計画後期実施計画（H21事業）に事業費の全部又は一部が記載されているものです。

⑧町の対応：臨時議会に関連予算を提案する

(3) 介護報酬改定による介護従事者の処遇改善

〔目的〕平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図り、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。

〔概要・町の対応〕

- ①介護従事者処遇改善臨時特例交付金：市町村に交付
- ①基金造成：介護従事者処遇改善臨時特例基金（仮称）を造成
- ③保険料率の改正：福島町介護保険条例の一部改正
- ④町の対応：臨時議会に関連条例及び関連予算を提案する

(4) 安心・安全な出産の確保（妊婦健診公費負担の拡充）

〔目的〕妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る

〔概要・町の対応〕

- ①妊婦健康診査臨時特例交付金：都道府県に交付
- ②基金造成：交付金により基金を造成
- ③期間：平成22年度まで
- ④補助率：1/2
- ⑤H20増加見込み：9回（12人） 180千円
- ⑥町の対応：臨時議会に関連予算を提案する

(5) 子育て応援特別手当の支給

〔目的〕平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

〔概要〕

- ①基準日：H21.2.1
- ②支給対象者：第二子以降で基準日の年齢が4歳、5歳、6歳である子
- ③支給額：1人あたり3.6万円
- ④支給対象見込み数：39人

(6) 建設事業者の能力を活用した路網整備の推進

〔目的〕森林組合等と建設事業者との連携による基幹的な作業道の整備に対し定額助成。

〔概要・町の対応〕

- ①事業名：路網整備地域連携モデル事業
- ②事業内容：原則として林道規定に定める自動車道3級に準じた基幹作業道の整備

- ③事業主体：道府県、市町村、森林組合、森林組合連合会
- ③交付率：定額（14,000円/m）助成
- ⑤町の対応：渡島支庁に町有林の作業道整備（L=5,300m）を事前要望しており、要望が認められた段階で、臨時議会に関連予算を提案する

（7）ふるさと雇用再生特別交付金

〔目的〕 都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

〔概要〕

①事業の内容

地域の当事者から成る協議会が、当該地域内で現在ニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継承が見込まれるものを選定する。当該事業により地域求職者等を雇い入れて実施する場合に要した費用を支給する。

②実施期間

1年以上3年以内

③事業の実施要件

事業の実施を民間企業等に委託すること（地方公共団体の直接実施は不可）

④市区町村に対する補助

要件を満たす事業を市区町村が実施する場合は、都道府県から市区町村に対し、補助（10/10）を行う

（8）緊急雇用創出事業

〔目的〕 都道府県に対する交付金により基金を創設し、地方公共団体が、職を失った非正規労働者や中高年齢者等を対象に一時的な雇用・就業機会を創出する。

〔概要〕

①基金により実施する事業

- ・地域内のニーズがある事業
- ・離職した非正規労働者、中高年齢者等の短期的（6ヶ月未満）なものであって、次の雇用へのつなぎの雇用・就業にふさわしいもの。
- ・事業は民間企業、シルバー人材センター等に委託して実施するか、又は直接実施する。
- ・新規雇用する労働者の雇用期間は、6ヶ月未満で、原則更新不可。

②市区町村に対する補助

要件を満たす事業を市区町村が実施する場合は、都道府県から市区町村に対し、補助（10/10）を行う

③計画全体としての要件

- ・事業費に占める対象者の人件費割合が8割以上あり、かつ事業に従事

する全労働者に占める新規雇用の失業者等の数の割合が概ね 4 分の 3 以上であること

3. 補正予算の繰越について

国の補正予算の成立から平成 20 年度末までの期間が短いことから、今回の補正予算を年度内で執行することは困難なため、「繰越明許費」として平成 21 年度に繰越して執行することを予定しています。